

地方支部会に関する申し合わせ

1. 活動費は、地方支部会に関する細則第3条に定める事業の円滑と活性を目途に交付する。
 - (1) 基本活動費…主に支部会学術総会事業・市民公開講座事業の円滑な実施を目途に交付する。支部会学術総会を実施しない年度においては、基本活動費は交付しない。
 - (2) 会員数割活動費…地方支部会に関する細則第3条に定める事業の円滑な実施を目途に交付する。会員数は、交付する年度の前年度末日の本学会正会員及び学生会員の数とする。
 - (3) 特定事業活動費…本部が特定する事業の円滑な実施を目途に交付する。対象となる事業は、地方支部会に関する細則第10条の定めにより、支部長から提出された事業計画に基づき、本部の当該年度の予算に計上されているものとする。支部長は、当該事業の実施要項に基づき、所定の申請書を理事長に提出する。
2. 支部会学術総会の運営
 - (1) 発表者資格
 - ① 発表者（ファーストオーサー）または発表責任者：特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員に限る
 - ② 共同研究者：特定非営利活動法人日本栄養改善学会員他
 - (2) 参加資格：特定非営利活動法人日本栄養改善学会員他
 - (3) 参加費等負担金：特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員を考慮する。
 - (4) 開催案内・公告：栄養学雑誌、特定非営利活動法人日本栄養改善学会ホームページ、その他
3. 会計
 - (1) 会計科目は別表1のとおりとする。
 - (2) 地方支部会に関する細則第9条2項に定める基本活動費と会員数割活動費の使途は別表2のとおりとする。
 - (3) 地方支部会に関する細則第9条2項に定める特定事業活動費の使途は、当該事業の実施要項のとおりとする。
 - (4) 地方支部会に関する細則第9条2項に定める追加活動費の使途は、本申し合わせ別表1に定める事業費科目（但し係員賃金等人件費、食料費、通信運搬費は除く）の範囲とする。
 - (5) 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費（但し、特定事業活動費は除く）の支出額を前述の使途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替える（本部は貸借対照表の前払費用、支部会は前受金に計上する）ものとする。
 - (6) 税金：所得税（源泉徴収事務とそれに伴う個人番号関係事務）、印紙税等、支部会活動にかかる税金について、支部長は、当該支部会所管の税務署の指導を受け適切に行うこと。
4. 本申し合わせの改定は、理事会の議決による。

付則

- 1 本申し合わせは、平成15年度開催の理事会の議を経て平成16年7月18日から施行する。
- 2 本申し合わせの改定は、平成20年8月9日の理事会の議を経て、平成20年8月9日より施行する。
- 3 本申し合わせの改定は、平成24年8月25日の理事会の議を経て、平成24年8月25日から施行する。但し、新たに設立する地方支部会については、活動体制が整った時点で本申し合わせの対象とする。
- 4 本申し合わせの改定は、平成26年4月26日の理事会の議を経て、平成26年4月26日から施行する。
- 5 本申し合わせの改定は、平成28年8月20日の理事会の議を経て、NP0第14期（平成28年8月1日）から施行する。
- 6 本申し合わせの改定は、令和5年1月21日の理事会の議を経て、NP0第20期（令和4年8月1日）から施行する。

別表1 地方支部会の会計科目

【収入の部】

大項目	中項目	具体的な内容・例
1. 活動費収入 (学会本部)	基本活動費 会員数割活動費	
2. 事業収入	学術総会事業収入	参加費、助成金、賛助会費、協賛金（展示・広告・その他）、懇親会費、食料費、雑収入（講演要旨集頒布）等
	市民公開講座事業収入	協賛金等
	セミナー事業収入	参加費等
3. 寄付金収入	寄付金収入	
4. その他収入	利息収入	預金利息

【支出の部】

大項目	中項目	具体的な内容・例
1. 事業費	学術総会事業費	事業費：会場費、委託費、印刷製本費（講演要旨集・ポスター）、懇親会費、報償費（講師謝礼金・旅費）、食料費、係員賃金等 管理費：会議費、旅費・交通費、通信運搬費、消耗品費、事務用品費、支払手数料等 ※管理費＝学術総会事業のため、その準備期間中にかかる管理費用
	市民公開講座事業費	会場費、印刷製本費（パンフレット、ポスター）、報償費（講師謝礼金・旅費）、食料費、係員賃金等
	セミナー事業費	会場費、印刷製本費（パンフレット、ポスター）、報償費（講師謝礼金・旅費）、食料費、係員賃金等
2. 管理費	会議費	会議出席旅費、会場費等
	通信運搬費	
	事務用品費	
	支払手数料	
3. 予備費	予備費	

別表2 活動費の使途

(1) 基本活動費 (2) 会員数割活動費	事業費	会場費	
		印刷製本費	
		報償費（講師謝礼金・旅費）	報償費の対象は、本学会会員以外とする。 旅費の対象は、本学会会員以外及び当該支部会以外の会員とする。 但し、支部会学術総会事業ならびに支部会学術総会と併催する事業を除く事業については、当該支部会会員も旅費の対象とする。
	管理費	会議費	
		通信運搬費	交付額の40%まで
事務用品費			